

東京都立篠崎高等学校（全日制課程）いじめ防止基本方針

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) 「いじめ」は「生徒に対して、他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。
- (2) いじめの防止等（未然防止・早期発見・早期対応をいう。以下同じ。）のための対策は、いじめが全ての生徒に関係する問題であることに鑑み、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。
- (3) いじめの防止等のための対策は、全ての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として行う。
- (4) いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校内外の関係者と連携しながら、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2 学校及び教職員の責務

教職員は、基本的な考え方にのっとり、生徒の保護者、スクールカウンセラー、教育相談センター、警察署、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

いじめの防止等に取り組むために本委員会を置く。

イ 所掌事項

教育相談委員会と連携しながら、いじめの未然防止や早期発見、早期解決のための役割を担う。

ウ 会議

各学期 1 回を原則としてスクールカウンセラー出勤日に合わせて、定期的に行う。

エ 委員構成

校長、副校長、主幹教諭、主任教諭、教諭、(主任)養護教諭、スクールカウンセラー、その他校長が必要と認める者により構成する。人数は8名程度とする。本委員会委員は教育相談委員会の委員と兼ねることができる。選任は校長が行う。

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

学校いじめ対策委員会に対して、専門的知見を持って助言し、および支援する機能を果たすことを目的とする。

イ 所掌事項

学校いじめ対策委員会から情報提供を受け、学校いじめ対策委員会を支援することで、いじめ問題の対応の充実を図る。

ウ 会議

年2回以内を原則として会議を行う。本会議は教育相談委員会と同時期に行うなどしながら効率的な運用を図る。また、緊急に必要な場合は、校長が速やかに招集し、問題解決のため開催する。

エ 委員構成

校長、副校長、主幹教諭、主任教諭、教諭、(主任)養護教諭、スクールカウンセラー、学識経験者、スクールサポーター、その他校長が必要と認める者により構成する。人数は9名程度とする。本チームの委員は、学校いじめ対策委員会や教育相談委員会の委員と兼ねることができる。選任は校長が行う。

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

- ア いじめは絶対に許されない、という意識を教職員及び生徒に徹底する。
- イ 道徳教育及び人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等により、いじめを行わない態度を育成し、いじめを認めない姿勢を身につけさせる。
- ウ 生徒自らがいじめについて学び、主体的に考え、生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進する。
- エ 校内研修の充実等を通じて教職員の資質の向上を図る。
- オ 生徒及び保護者を対象としたいじめ(ネット上のいじめも含む。)防止のための啓発活動を推進する。
- カ 家庭訪問や学年・学級通信などを通じた家庭との緊密な連携・協力を行うことができるよう教職員を支援する。

(2) 早期発見のための取組

- ア 定期的なアンケート調査、教育相談の実施等により早期のいじめの実態把握を行い、生徒がいじめを訴えやすい体制を整備する。
- イ 保健室等の利用による相談体制を整備し、早期発見を目指す。
- ウ 教職員全体によるいじめに関する情報共有に努める。

(3) 早期対応のための取組

- ア いじめを発見した場合に特定の教職員が一人で抱え込まないよう、速やかに組織的対応を図ることができる体制を整備する。
- イ いじめられた生徒及びいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ウ いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられるよう緊急避難措置を講じて学習環境を確保する。
- エ 教育的配慮の下、毅然とした態度によりいじめた生徒への指導を行う。
- オ いじめを見ていた生徒が自分の問題として捉えられるように指導する。
- カ 学級担任等が保護者に対する支援や助言を行う際、それをサポートする。
- キ 必要に応じて保護者会を開催する場合、生徒のプライバシーに配慮しつつ、保護者との情報共有を行う。
- ク 関係機関、専門家等との相談や連携を図る。
- ケ いじめが犯罪行為として取り扱われる懸念がある事案については警察と相談する。

(4) 重大事態への対処

- ア いじめられた生徒の安全を確保する。
- イ いじめられた生徒が安心して教育を受けられる学習環境を確保する。
- ウ いじめが犯罪行為として取り扱われるべき事案については警察との連携を図る。
- エ 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査や教育委員会等が行う調査に協力する。また、調査結果に対する知事の調査（再調査）に協力する。
- オ 重大事態発生については教育委員会（学校経営支援センター）へ報告するとともに、関係機関、専門家等との連絡を図る。
- カ 保護者への説明会等を実施する必要がある場合は、教育委員会（学校経営支援センター）と連携し早急に行う。

5 教職員研修計画

- (1) 年1回以上の校内研修を企画し、教員のいじめ対策や教育相談に関する資質向上を図る。
- (2) 校内研修は、学校いじめ対策委員会または教育相談委員会が年度当初に企画する。予算に応じて外部講師を依頼するなど、工夫ある研修計画の立案に努める。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) 保護者会や三者面談、日常の連絡等の中で、生徒の様子や学校全体の取組について情報提供し、保護者の理解と協力を得ながらいじめの防止や解決を図る。
- (2) 生徒が自ら取り組むいじめ対策やいじめ防止の活動について、学年通信や学級通信、文化祭等を活用して生徒及び保護者に周知し、学校理解に努める。
- (3) スクールカウンセラー便り等をとおして、いじめをはじめとする教育相談の活動状況を周知する。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

いじめの防止や解決に向けて、東京都や江戸川区等が設置している公的教育相談機

関や、警察署、医療機関、弁護士会等と連携する。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

年1回以上、全生徒を対象としたいじめアンケートを実施し、その結果を学校サポートチームや学校運営連絡協議会等に報告して、外部の意見を取り入れながら基本方針の改善に努める。

附則 この基本方針は、平成26年6月2日から施行する。

附則 この基本方針は、平成26年11月1日から施行する。